

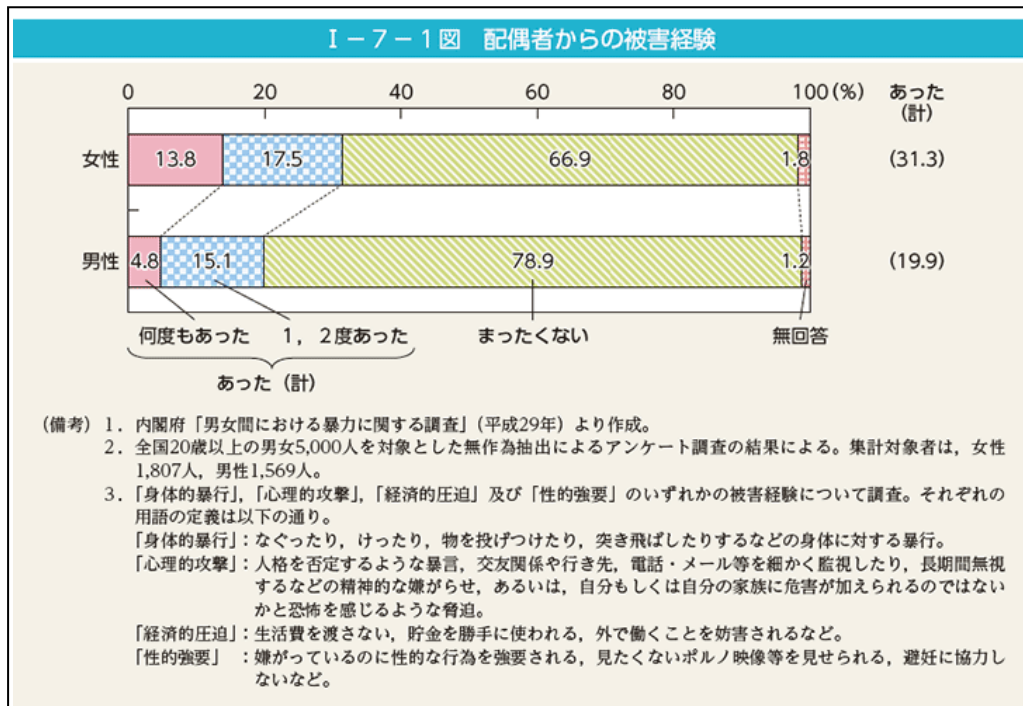
男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q46 毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めていますが、女性に対する暴力の実態について教えていただきたい。

A46 配偶者等からの暴力の実態

（配偶者からの暴力についての被害経験）

これまでに結婚したことがある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は、女性13.8%、男性4.8%となっている（I-7-1図）。



(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、平成29年は7万2,455件であり、配偶者暴力防止法施行(13年10月)後最多となっている。検挙件数は、保護命令違反の検挙は80件と27年以降減少している一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は8,342件であり、継続して増加している。

また、相談等件数のうち82.8%(6万15件)は女性が被害者であるが、男性の割合も増加傾向である。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力相談支援センターの数は年々増加しており、平成30年3月現在、全国278か所(うち市町村が設置する施設は105か所)が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

また、平成28年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万6,367件であり、3年連続で10万件を超える高水準で推移している(I-7-5図)。

